

リプライ

——『正義・平等・責任』（岩波書店、2017年）の補遺も兼ねて——

井上 彰

2017年6月に公開された拙著『正義・平等・責任』（岩波書店、以下本書）について、三名の気鋭の若手政治哲学者・法哲学者より書評が寄せられた。そのいずれもが、本書に真摯に向き合っていたという点での批判的論考である。本書の「あとがき」にも書いたが、私が大学院生だった頃は、日本語での平等（主義的正義）論にかんする政治哲学的研究はあまり多くなく、あったとしても紹介論文がほとんどであった。今回書評の労をとってくださった三名の研究者とも、単なる紹介にとどまらない独自の理論構築に取り組んでおり、各書評論文ともそうした姿勢が窺えるものとなっている。彼らの論文を一読すれば、日本の政治哲学・法哲学研究が非常に高い水準を示していることがわかる。そのいずれもが、私の今後の平等主義的正義論をさらに発展させるうえで貴重な論考である。

その三論文に責任をもってリプライする準備段階として、本書の目論見について簡単に確認しておきたい。本書は運の平等論（luck egalitarianism）の着想と骨子を引き継ぐ平等主義的正義論の構築を目指したものである。運の平等論とは、生まれつきの能力差や社会階級の違い等の（個人では）コントロールしえない運の要素なり影響なりの関与を可能な限り取り除くことを正義の要諦とする考え方である。この運の平等論は理論的に盤石なものではなく、厳しい批判にさらされている。とくに、運のみを緩和対象にする平等主義的正義論の「過酷な含意」や、運を十全に定義づけることで責任の

あり方を厳密に規定することの困難性（不可能性）は、運の平等論の着想と骨子を生かす正義論を構築するうえで克服しなければならない問題である。なにより問題なのは、運の平等論が運の要素なり影響なりを可能な限り排除する再分配を支える平等をなぜ追求すべきなのかについて、積極的に応答してこなかったことだ。

そこで本書で私は、運の平等論の端緒となるドゥオーキンと左派リバタリアニズムの平等主義的正義論、そしてロールズ『正義論』（の方法）と対峙しつつ（第2章と第3章、および、第1章と第5章の一部）、運の平等論が回避してきた「なぜ平等なのか」という問いに取り組んだ。より具体的に言えば、平等の内在的価値を明らかにすることで、その規範的基底性に迫った（第1章と第4章）。

そのうえで私は、その基底的な平等に統御される正義構想として、合理的能力に基づく選択責任の両立論的構想を打ち出した（第5章）。それは、自然的運が責任の範囲を規定するという、種々の問題や困難を伴う運の平等論のモデルに依拠しない正義構想である。この構想は両立論に基づくがゆえに、自由意志と決定論のディレンマを回避しうるのみならず、合理的能力に応じて責任を規定するというその特性により、責任が（合理的能力の程度に応じて）軽減されることを謳うものとなっている。とくに、認知心理学や行動経済学の知見によって経験的にも裏付けられる合理的能力の不完全性は、当該正義構想が「過酷な政策批判」にも対応しうる責任

の構想であることを示すものとなっている。

本書のなかで最も論争的なのは、平等の内在的価値を明らかにする第4章の議論である。私は平等の価値を、「世俗的な世界に根ざすあらゆる価値を超越した価値」とし、「純粹理念としての等しい関係性が、仮に世俗的な世界が存在せずとも永遠に価値をもつもの」として位置づけた（井上 2017a: 148）。私が平等を宇宙的価値とする所以である。合理的能力に基づく選択責任の両立論的構想を中核とする正義構想は、あくまで世俗の世界に制約づけられた原理として、宇宙的価値としての平等よりも下位に来るものである。だからこそ平等は、正義があらゆる反平等主義的政策をとってしまう構想であることを許さないのだ。そういう意味で、責任の軽減を保証する合理的能力に基づく選択責任の構想は、宇宙的価値としての平等を基礎とする体系と整合的である。

私は、平等が宇宙的価値を有することを、政治哲学的議論を通じて明らかにした（つもりである）。それは、ブルーム・テムキン論争を出発点に、ペアションの極端な平等論との対峙を通じて、平等が反平等主義や非平等主義、そしてアドホックな多元主義に陥らない立場として構成される必要性和、それによって示唆される平等主義的正義構想の説得性から成る。その一方で本書で私は、宇宙的価値としての平等が有するメタ倫理学的位置づけについて、積極的に議論したわけではない。そのせいか、本特集に寄せられた論考をはじめ、第4章の議論の説得性に疑義が生じているのも確かである⁽¹⁾。そこで、各論文に回答する前に、その点について論じたい。

1 宇宙的価値としての平等のメタ倫理学的考察

先ほども確認したように、宇宙的価値としての平等は純粹に等しい関係性に見出される目的

論的価値であって、世俗的世界に制約もしくは拘束されない価値である。平等は宇宙的価値として、正義を中心とした倫理体系を究極的に支えている。この価値は、われわれの合理的能力とは無関係に、それどころか人間の存在に関係なく規範的含意をもっている。ここで疑問が生じるかもしれない。すなわち、そのような価値が、なぜわれわれが抱く倫理的・道徳的目的や動機にかかわってくるのだろうか、と。しかも、私は正義構想として人びとの合理的能力に基づく選択責任の両立論的構想を提示している。なぜその構想が、人間の存在に関係なく成立する宇宙的価値によって統御・是認されなければならないのか。

そこで問われてくると思われるのが、宇宙的価値にかかわる倫理・道徳に関するメタ倫理学的考察である。だがこの点について、まずもって指摘しておきたいことがある。私自身、メタ倫理学的基礎についての見地を固めてはいないし、そのような基礎を提示しなければ正義と平等の価値体系をめぐる実質的な構想を提示できないとも考えてはいない。そのようなメタ倫理学基礎づけ主義の立場は、政治哲学がこれまで取り組んできた実質的な正義構想を提出する試みを、方法論的にメタ倫理学に従属させるものである。私はロールズとともに、そのような考え方には賛成しない（Rawls 1974）。政治哲学（規範倫理学・規範理論）はメタ倫理学と無関係ではありえない。その点は私も認める。しかし、後者の基礎なくして前者の考究が成立しないと考えるのは、政治哲学の自立性を無視したものである。それゆえ、本書の議論に投げかけられる（と思しき）「メタ倫理学的基礎が示されていないがゆえに、正義と平等の価値体系をめぐる倫理構想は説得性に欠ける」という批判は、メタ倫理学基礎づけ主義に毒されたものだ。

もともと、メタ倫理学的考察があった方がよいのは間違いない。私は、政治哲学とメタ倫理

学が相互にフィードバックを与えながら、われわれがコミットすべき倫理体系に迫ることの有意義性を否定する立場にはない⁽²⁾。そこで以下では、宇宙的価値をふまえた倫理・道徳に関するメタ倫理的考察をおこないたい。

本節の冒頭で示した私の立場へのメタ倫理的観点からの疑問、すなわち「なぜ宇宙的価値がわれわれ人間にとって無視できない規範性を有するのか（理解しがたい）」という疑問に回答するために、その疑問を支える（と思しき）二つの直観を明らかにしたい。第一の直観は、価値はわれわれ人間のための価値でなければ規範性を有すものとはならない、というものだ。第二は、価値はわれわれが実際に抱く道徳的動機に必ずや結びつくものでなければならない、という直観である。この二つの直観は、一見疑う余地のないもののように思える。しかしそれは、メタ倫理的にみて決して盤石なものではない。

第一の直観について。近年進む人間中心主義的な倫理観への反省を思い起こせば、その自明性が疑わしいことは説明するまでもないだろう。動物の倫理しかり、環境の倫理しかり、である。もちろん、動物にしても環境にしても、その内在的価値を受容するわれわれ人間がいてはじめて成立するという見方もありうる。しかしメタ倫理学では、G・E・ムーアをはじめとして、人間が受容主体でなくても内在的価値を見出す見方は存在し続けてきた⁽³⁾。実際、宇宙は人間の目的や動機に関係なく、別個に目的をもつとする有力な見方も提示されている。T・マルガンの議論がそれである（Mulgan 2015）。

マルガンによれば、宇宙が単なるむき出しの自然的事実ではなく、一定の秩序をもっていること、だからこそわれわれ人間が数学・理論物理学の諸法則を通じてそのメカニズムを理解しうること、さらには人間がそうした知性を不完全ながらも有し、人間の生の誕生に適した環境

がこの宇宙にあること、以上のことを説明するには、この宇宙に独自の目的があるとみるべきである。どうしてこの宇宙が成立しているのかは、（数学の諸法則がそうであるように）自然的事実（性質）だけでは因果的に説明できないし、適者生存による進化論に訴えるだけでは、確率論的にみても適理的な説明が困難である（Mulgan 2015: 110-111）。

同じことは、道徳（的知識）にも当てはまる。道徳は、われわれがコミットしうる規範的秩序にかかわるものである。それは一方で客観的かつ超越的な性格を有する。それゆえ、自然的事実から因果的に導かれるとは適理的には言いがたいし、適者生存により道徳がフィクション（すなわち道徳的事実とは異なるもの）として進化してきたという見方も、せいぜい一つの可能な——それこそ真偽不明な——見立てを提供するものでしかない。つまり、われわれがニヒリズムに陥ることなくコミットしうる倫理・道徳の体系は、自然的事実やそれへの適応の次元とは別個に措定される宇宙の目的と関係する、という見方を無碍には斥けることができないのだ（Mulgan 2015: Ch. 1）。

私はこのマルガンの議論が全面的に正しいと主張するつもりはない。マルガンが言うように宇宙の目的が独自にあることを認めたとしても、それが宇宙的価値として、人間にとっての善の客観的リストの実現を求めるとするマルガンの帰結主義的議論には、全面的には説得されない（Mulgan 2015: Chs. 12-13）。さらに、私が支持する宇宙的価値としての平等の理念は、マルガンが支持するような客観リスト説に基づく帰結主義的な倫理構想とは異なる。しかし、メタ倫理学においても人間や世俗の世界を超えた宇宙の目的の道徳的意義を問う有力な議論が存在することは示唆的である。少なくとも、「宇宙的価値がわれわれのための価値でない以上、有意義ではない」とする第一の直観は盤石なもので

はないことを示すには充分である⁽⁴⁾。

第二の直観、すなわち、価値はわれわれが実際に抱く道徳的動機に必ずや結びつくものでなければならぬ、という直観についてはどうだろうか。この直観についても、われわれが実際に抱く動機と必ずや結びつくものでなければ、その価値の道徳的身分は疑わしいとなぜ言えるのかは不分明である。第一に、基本的諸自由や権利に価値があるとしても、われわれが実際に抱く道徳的動機づけに直結しないことは普通にある。第二に、遠い将来世代への考慮は、それに対するわれわれ個人ないし集団の道徳的動機を必ずや惹起するものとは言えない——だからこそ、D・パーフィットが言うような非同一次性問題が問われてくるのだ (Mulgan 2015: 24)。それゆえ、上記の直観——メタ倫理学で言うところの動機内在主義 (motivational internalism)——が適理的であるとの見立ては、人口に膾炙しているとさえ言えない⁽⁵⁾。むしろ、価値と道徳的動機づけの関係を外在主義的に捉えた方が、われわれの道徳的認知の限界性や将来世代への考慮と整合的であるとさえ言えるのだ。

それゆえ、宇宙的価値 (としての平等) がわれわれが実際に抱く規範的動機づけに直結しなくても、それを理由に宇宙的価値を棄却するのは拙速にすぎる。第二の直観も信頼に足るものではない。

もっとも、外在主義の適理性を認めることと、正義の環境下に条件づけられた信念と欲求の適正な組み合わせに合理的能力の源泉をみる (ある種の) 道徳的機能主義 (moral functionalism) の考え方とは折り合いが悪いとみる向きもあるかもしれない。本書の第5章で展開する選択責任の構想が、内在主義者であるM・スミスの知見を援用したものであることからして、その疑念は一層強まるかもしれない⁽⁶⁾。

だがそのスミスも、行為者が実際の状況において実現しようと試みる期待価値 (expected

value-as-the-agent-things) と、端的に価値として示される理想 (value tout court) を区別したうえで、(ムーアのように) 後者だけを (孤立化の手法により) 明らかにすべきものとみるのは間違いだが、それをイレヴァントなものとして切り捨てるのもナンセンスだと考える (Smith 2006)。たとえば、ある患者に投与する薬のうち、効けば最も効果的だが (そしてその確率も高いが)、死ぬ可能性も (わずかだが) ある薬Xと、限定的にしか効かないが、服用しても死ぬ可能性のない薬Yがあるとしよう。どちらを投与するのが望ましいかは、認知的制約がある実際的狀況ではXだが、その患者や薬に関するすべての事実がわかっていたらYの方だろう。このことをふまえると、正義の環境という実際的狀況をふまえての規範的指針 (に照らしての動機づけ) が、その行為の「望ましさ」を説明するすべてであるとは言いきれない。

以上から私は、メタ倫理的にも宇宙的価値としての平等を基礎にした正義と平等の価値体系が、われわれの倫理・道徳のあり方に反するという見方 (疑念) は、説得力に乏しいとみる。このことは、特定のメタ倫理的立場にコミットしていなくても、すなわち、マルガンのように反自然主義的な道徳実在論をとろうが、スミスの道徳的機能主義と整合的な見立てをとろうと言えることである。

それでは各論文へのリプライに移ろう。

2 森論文へのリプライ

森悠一郎は、本書に対し三つの疑問を投げかけている。第一に、なぜ平等の価値論的基礎づけは、その当該理念を人びとに受容しうるものとわれわれがみなしうるほどの規範的妥当性を有するのか。第二に、尊厳ある生の保障を謳う立場——その保障が可能になる閾値まで分配することを謳う充分主義 (sufficientarianism)——が政治哲学上の有力な分配構想として提示され

ているなかで、なぜ格差の不在を目指す立場に固執するのか。第三に、水準低下批判を回避しうる平等主義的正義論として、私の多元主義的構想がどのように原理的に応答しうるのか。

第一の疑問について。私はすでに本稿の第1節で、宇宙的価値がわれわれ人間のための価値ではない以上有意義でないとする見方や、それがわれわれの規範的動機づけに必ずや直結しなければならないとする見方を斥けた。平等の重要性について人びとがどのように認識しているのか、あるいは受容しているのかに関係なく、その価値は揺るぎない規範性を有するとの見方は、決して荒唐無稽なものではない。もっとも森の疑問は、平等の価値を受容する人びとの存在を前提とした議論のレヴェランスに鑑みて、センやドゥオーキンの理念が平等の重要性を捉えるにあたって、充分であるどころか「誠実」でさえあるとする見方を伴っている。この見方に対し私は、第一に、人びとにとって受容可能な理由が問われる次元で正義（としての責任原理）を位置づけていること（それゆえ、その問いの次元を無視していないこと）、第二に、そうした受容理由ベースの見方が平等の価値理念の捉え方として必ずしも説得的なものではないことを指摘しておきたい。とくに第二の点は、理由ベースの内在的価値の捉え方が容易には成立しがたいこととかわわっている。詳しくは、第3節で説明する。

第二の疑問について。格差なき状態をなにゆえに目指すのかについては、まず宇宙的価値としての平等がその理由の根幹にあることを確認したい。そのうえで問題は、充分主義の方がより説得的な不平等反対理由を提示しているのかどうか、である。充分主義の構想、すなわち、福利水準を一定の閾値まで優先的に保障することが道徳的に重要であって、かつ、それを超えた福利水準については無差別であるべきだとする分配構想の規範的妥当性は、閾値の恣意的で

ない設定にかかっている。私はこの点で、森が指摘する通り、R・J・アーネソンの批判に同意する。すなわち、閾値の恣意的でない設定がいかんして可能なのかが不分明なのだ。もちろん、閾値の非恣意的設定が不可能であるとまでは言えないし、その点を含めた充分主義の価値論的妥当性は検討に値する。しかしそれに取り組むべきは、充分主義を擁護したいと考える者だろう⁽⁷⁾。

第三の疑問について。私は水準低下批判について、平等の観点からは水準低下を善いとしてしまうという点を指摘するだけでは、平等主義批判としてのインパクトは弱いとみている。なぜなら、多元主義を採用する立場からすれば、総合的にみて水準低下批判は問題にならないからである。私の多元主義は、森が指摘するように、多元的な原理のあり方を構成する価値や構想の特性と関係性を明らかにしたうえで成立する、アドホックでない多元主義である。重要なのは、この多元主義の考え方をふまえて私が提起する正義と平等の価値体系が、水準低下批判に応答しうるものとなっているのかどうか、である。

この疑問に対し私は、正義の環境が成立するケースとそうでないケースに分けて応答したい。まず正義の環境が成立しているケースでは、資源の穏やかな希少性の成立を含意することから、正義と平等が組み合わさったとしても、水準低下が先鋭的に問われるようなことはないだろう。資源が極端に欠乏しているような正義の環境不成立のケースでは、正義原理たる責任構想が成立しないことから、宇宙的価値としての平等に基づく著しい水準低下が問題になるかもしれない。とはいえ第一に、この水準低下のケースは、正義の環境が成立している状況で成立する水準低下とは別物だと考えるべきである。なぜならその水準低下の問題性は、資源が極端に欠乏している状況を所与として問われるべきものだから

らだ。第二に、そうした状況では平等以外の価値が重要になると言えるかもしれない。むしろ、アドホックな多元主義を避けるためには、その価値に訴える議論の詳細を明らかにしなければならない。そうした資源が極端に欠乏したカラストロフィ状況に対応しうる規範的構想の提示は、今後の課題としたい⁽⁸⁾。

3 宮本論文へのリプライ

宮本雅也はまず、ブルーム・テムキン論争について、私かテムキンに軍配をあげていることに疑問を呈している。その理由として宮本は、テムキンのブルーム批判を通じての主張、すなわち、聖人が罪人の厚遇を知らなくても、聖人は不正を被るとする主張が理解しがたいことをあげている。このケースでは不正を申し立てられる人がいないのに、なぜ不正が介在していると主張しうるのか、と。

しかしここで宮本が、「不正を申し立てることができる」ことをどのように位置づけているのかが問われてくる。宮本の言わんとすることは、おそらく次のようなことだろう。すなわち、聖人は罪人の厚遇を知らない以上、不正を申し立てることはありえない。なぜなら、聖人はそのような機会をもちようがないからだ。しかし、不正かどうかの判断は、当事者が実際に不正の申し立てができるのかどうかを必要条件として成立すると捉えてしまってもよいのだろうか。さすがに宮本も、当事者の無知を不正が成立しないことの根拠にはしないはずである。単に無知が不正を不成立にするという主張は、(今日不正として認定されていることの多くを不正とはみなせないことになってしまう点で)あまりに直観に反するからだ。では、その不正を申し立てる「可能性」は、何によって担保されるのだろうか。

もし宮本が「聖人と罪人(が住まう世界)に義務論的關係性がないがゆえに、不正な関係が

成立する可能性はない」と主張するとしたら、それこそ論点先取だろう。そのように主張するためには、当の義務論的關係性の特段の重要性を別途示さなければならない。管見の限りテムキンの議論は、聖人と罪人のケースを提起した時点では、当事者の意識に還元できない道徳的問題性を示唆するにとどまっている。その時点では、(宮本の見立てに反して)平等の非個人的価値を捉える客観的視点は前提とはなっていない。その直観的示唆を経て非個人的価値としての平等への道筋を示した点(その限り)で、私はテムキンを評価した。当然ながら、非個人的価値としての平等を正当化する議論は別途求められる。第4章で私はI・ペアションが提示する極端な平等論の批判的検討を通じて、そうした議論を展開した(つもりである)。

もう一つの疑問は、果たしてそうした議論が、平等を正義よりも上位の価値として位置づけていることを十全に明らかにするのだろうか、というものだ。宮本は、平等が究極的な意味で内在的価値を有すると主張するためには、価値のメタ倫理的構想を積極的に提示する必要があると考える。宮本は(私がかつて公刊した論文を踏襲するかたちで)本書においても、ムーアの絶対的孤立化の手法を用いて平等の内在的価値の別括を試みていると想定する(井上 2010: 135-138)。宮本はその問題点を鑑み、それに代わりうる構想としてT・M・スキャンロンの転嫁説をあげている。先にみたように本書では、価値のメタ倫理的構想について未決というスタンスをとっている。とはいえ、第一に、スキャンロンの転嫁説が(宮本の見立て通り)説得的な構想か、第二に仮にそうだとして、宇宙的価値としての平等は転嫁説により斥けられてしまうのか、以上二点については応答しうる。

宮本が正しく指摘する通り、転嫁説によれば、「xに価値がある」のはxに当の価値(善さ)を生み出す性質が内在しているからではなく、そ

の価値に一定の仕方では反応する理由を構成する他の性質によって決まる。それゆえ転嫁説は、第一に「開かれた問い」論法を回避しうるのでなく、様々な事物・事態（美術品や音楽）に価値を見出すわれわれの態度——「まだ決まっていない感じ」も含めて——と両立しうる。そうした事物・事態はそれ自体ではなく、まさに他の性質によって特徴づけられる。第二に転嫁説は、目的論的価値の存在を否定しない。非自然的性質や事態そのものの善さに直接かかわる性質でさえも、上記の他の性質のカテゴリーからは必ずしも排除されない。それゆえ、転嫁説は目的論的価値である宇宙的価値を斥けるものではない。実際、スキャンロン自身、宇宙の壮大さのような、人間の福利に貢献しない価値がありうることを認めている（Scanlon 1998: 143）。

したがって、転嫁説は宇宙的価値としての平等を斥けるものではないことがわかる。上記の第二の疑問への応答は「否」である。

それでは転嫁説は、そもそも説得的な価値の構想と言えらるだろうか。価値の多元性を許容する転嫁説は、一見すると説得的な構想であるかのように思われる。しかし転嫁説には、致命的とも言うべき問題がある。転嫁説によれば、ある事物が善いのは、（他の性質により）その事物に肯定的に反応する理由にまさに「転嫁」されるわけだが、その事物の価値を否定しうる明らかなきケースが存在する。「悪のデーモン」がそれである（Rabinowicz and Rønnow-Rasmussen 2004）。われわれがデーモンを敬わないと、そのデーモンから拷問を受けてしまうとき、われわれにはそのデーモンを敬う理由がある。このときデーモンの脅しは、われわれに道徳的に間違った種類の理由を与える。しかし転嫁説では、そのデーモンが善い存在であることになってしまう。もし転嫁説がこうしたケースを避けなければ、肯定的に反応する理由の適

格性（デーモンの脅しを、われわれが敬う理由としては不適格であるとする要件）を組み込む必要がある。しかしその場合、適格性要件を根拠づける議論が別途求められてくる（Orsi 2015）。

したがって、転嫁説が説得的な構想であるのかどうかは、必ずしも明らかではない。少なくとも、スキャンロンの転嫁説ではうまく説明できないケースをカバーしうる（理由の適格性に訴えるような）構想に組み換える必要がある。いずれにしても、スキャンロンの転嫁説には（絶対的孤立化の手法を支持するサイドに価値構想としての説得力の説明責任を転嫁しうるほどの）説得力を見出すことはできない。上記の第一の疑問にも、否定的な応答をせざるをえないだろう。

4 阿部論文へのリプライ

阿部崇史は、本書の主に第5章で展開されている合理的能力に基づく選択責任の構想のメリットを確認したうえで、以下二つの点でそれが補完されるべきだと主張する。第一に、合理的能力の欠如や欠損だけでなく、選択行為を遂行する能力の欠如・欠損（の問題）を捉えられるようにすべきであること、第二に、私の責任構想が厚生への機会の平等の一部しか支持しえない構想であるがゆえに、異なる分配構想を示す必要があること、以上二点である。

第一の点について。まず指摘しなければならないことは、合理的能力に基づく選択責任の構想は合理的選択能力の欠如ないし欠損だけに感応的な構想ではない、ということだ。確かに合理的能力は、選択肢を吟味したうえで実際にその選択行為を遂行できることを含意するものではない。当事者が合理的能力を保持していれば、実際にその選択行為が実現できない場合にも、その当事者に選択責任を帰すことは可能である。さもなければ、「たばこ産業の陰謀」のような

フランクファート型事例にうまく対応できない構想となってしまう(井上 2017a: 187-188)。しかし、選択行為が実現できないことは、選択行為を遂行する能力がないことの証左にはならない。実際、選択行為を遂行する能力の欠損は、合理的能力の欠損の範疇に入りうる。それゆえ、社会における多くの職業が手足の障害のせいで選択できないことは、合理的能力の欠損のせいである——私の構想はそうした主張を排除するものではない。

もちろんこのことは、身体障害のうち、合理的能力の欠損に還元できないケースがありうることを否定するものではない。それでも今日、身体障害者が様々な職業を選ぶことができる社会環境が整ってきたのも確かである。その背景には、テクノロジーの発展やわれわれの障害に対する偏見が徐々に解消されてきたことがあげられる。そうした人間社会の一般的事実をふまえると、肅々と当事者の合理的能力に照らして責任を割り当てる議論は、それほど直観に反するとは言えないだろう。

第二の点について。まず、阿部のアーネソン理解が極めて精確なものであることを認めなければならない。確かに、アーネソンの厚生への機会の平等には、選択肢を吟味して遂行する能力を等しく保障するフェーズと、その(保障された)能力に基づいて形成される主観的選好充足の機会を平等化するフェーズがある。阿部が言うように、私が第2章と第3章で引き合いに出す厚生への機会の平等は、厳密には第二のフェーズを充たすものとはなっていない。私は第2章と第3章では、厚生をより広く捉えたいうで、人生の様々な軌道上の選択肢を何らかのかたちで期待値換算して大まかに等しくする構想として厚生への機会の平等を位置づけた。本書の福利の一定の価値を前提とするスタンスは、その背景を成している(井上 2017a: 7)。

とはいえ阿部が看取する、厚生への機会の平

等が直面する高価な嗜好の同定の困難性は誇張されているように思われる。確かに生来の障害が選好を(相対的に)高価なものにしてしまうケースと、(選択対象それ自体が高価であるといった)外生的要因により選好が高価なものになってしまうケースでは、高価な嗜好の性質は異なる。しかし、適切に情報が与えられ、かつ実行可能性が担保される仕方で形成される主観的選好充足を厚生としてカウントする場合、実行にあたってのコストを無視した選好は予め排除されている。名画収集の嗜好は、コストを無視した実行可能性に欠く選択肢として排除される可能性が高い。また、コストが高くつくことが予め適理的に知りうる状況にない場合には、外生的要因により選好が高価になったとしても補償対象となりうる。与えられるべき適切な情報が与えられていないことになるからだ。要するに、適理的に実現が期待しうる選択肢の束に照らして高価な嗜好を醸成したかどうかが重要なのであって、厚生への機会の平等がその点を勘案しうる分配構想であることは強調しておかなければならない。

それでもなお、障害のせいで選好が高価になってしまうケースと、外生的要因で選好が高価になってしまったケースとの峻別問題は残るかもしれない。転向後のアーネソンのように、福利の客観的価値を勘案した厚生指標を採用しなければ、その峻別問題には厳密には対応できないかもしれない(Arneson 2000)。私もその可能性を否定するつもりはない。ただ、そうした客観的価値をもふまえた広い厚生概念をベースにしても、厚生への機会の平等を分配構想として支持することは可能である。厚生を主観的な選好充足として捉えるか、それよりも広い射程をもつものとして捉えるかは、機会の平等(に類するもの)の是非とは区別される問題だからだ(井上 2008: 113-114)。それゆえ、選択責任を不平等を許容する規範的根拠とみなす第4章

と第5章で展開される議論を、(広い意味での) 厚生への機会の平等構想に沿ったものとして位置づけることにそれほど問題があるとは思えない。したがって私は、宇宙的価値としての平等

が選択責任の正義構想を統御する本書の議論が、厚生への機会の平等とは異なる分配構想に訴えなければならないとは考えない。

註

1. たとえば、本特集に寄稿された宮本雅也の論文や、2017年8月4日に開催された本書の書評会(関連社会科学研究会、於東京大学)における犬飼渉の報告、そして2017年年9月9日に開催された公開研究会「『正義・平等・責任』から／とともに生存をめぐる制度・政策についてかんがえる」(於立命館大学)での堀田義太郎の報告があげられる。なお堀田の報告をベースとした論考およびそれに対する私のリプライについては、『立命館生存学研究』創刊号の特集論文として公刊される予定である。
2. N・ジェッツィが指摘するように、ロールズもその点を否定していなかったとみることは可能である(Jezzi 2016: 5-9)。
3. 私は以前、ムーアの絶対的孤立化の手法を擁護したうえで、その手法で平等に究極的価値があることを示す論文を著したことがある(井上 2010: 135-138)。しかし本書第4章は、その立場にコミットして平等に宇宙的価値があることを明らかにするものではない。詳しくは、宮本論文に対するリプライを参照されたい。
4. 乙部延剛によれば、宇宙的価値としての平等をめぐる議論のような人間不在の世界についての規範的議論は、大陸系哲学においても活発に提起されており、それが大陸系の政治理論にも影響を与えている(乙部 2017: 291)。この乙部の指摘は、人間存在を前提としない議論の広がり示唆するものでもある。
5. そもそも動機内在主義は、その想定に反するケースや存在を指摘する仕方、様々な異論が提起されている(Svavardóttir 1999: 176-183; Copp 2001: 12; Mele 2003: 111-113)。
6. とはいえ、スミスの内在主義は完全かつ適切な事実に基づいて収斂する(と想定される)理想的欲求をベースとするもので、実際の道徳的動機づけとの必然的なつながりを強調する(スミスが言うところの「強い」)動機内在主義とは異なる側面があるのも確かである。実際スミスは、実際に行為者が道徳的信念に動機づけられない場合でも、実践的不合理性の余地を認めることで内在主義の立場を問題なく護持しようとする(Smith 2008)。
7. 森は関係的平等論の観点から、充分主義を擁護する議論を展開している(森 2016: 1605-1616)。管見の限りその議論は精緻なもので、検討に値するものである。ただ、閾値の恣意性批判に対する森の応答は、その批判の程度を弱めることには成功しているものの、閾値の非恣意的構想を示すものとはなっていないように思われる。
8. ちなみに優先主義(prioritarianism)、すなわち、より不遇な者への優先的利便供与の方が、より道徳的に重要であるとする立場は、水準低下批判に応答しうる立場として政治哲学的に有望視されている。しかし私は別稿にて、その見立てが成立しないことを明らかにした(井上 2017b)。

文献

Arneson, Richard J. (2000) "Welfare Should Be the Currency of Justice," *Canadian Journal of Philosophy* 30 (4),

497-524.

- Copp, David (2001) "Realist-Expressivism: A Neglected Option for Moral Realism," *Social Philosophy and Policy* 18 (2), 1-43.
- Mele, Alfred R. (2003) *Motivation and Agency*, New York: Oxford University Press.
- Mulgan, Tim (2015) *Purpose in the Universe: The Moral and Metaphysical Case for Ananthropocentric Purposivism*, New York: Oxford University Press.
- Orsi, Francesco (2015) *Value Theory*, London: Bloomsbury.
- Rabinowicz, Wlodek and Toni Rønnow-Rasmussen (2004) "The Strike of the Demon: On Fitting Pro-attitudes and Value," *Ethics* 114 (3), 391-423.
- Rawls, John (1974) "The Independence of Moral Theory," *Proceedings and Addresses of the American Philosophical Association* 48, 5-22.
- Scanlon, T. M. (1988) *What We Owe to Each Other*, Cambridge, MA.: Belknap Press of Harvard University Press.
- Smith, Michael (2006) "Moore on the Right, the Good, and Uncertainty," in Terry Horgan and Mark Timmons (eds.) *Metaethics after Moore*, New York: Oxford University Press, 133-148.
- Smith, Michael (2008) "The Truth About Internalism," in Walter Sinnott Armstrong (ed.) *Moral Psychology Volume 3: The Neuroscience of Morality: Emotion, Brain Disorders, and Development*, New York: Oxford University Press, 207-215.
- Svavardóttir, Sigrun (1999) "Moral Cognitivism and Motivation," *Philosophical Review* 108 (2), 161-219.
- Jezi, Nathaniel (2016) "Rawls on Kantian Constructivism," *Journal for the History of Analytical Philosophy* 4 (8), 1-25.
- 井上彰 (2008) 「厚生 of 平等——「何の平等か」をめぐる」『思想』第 1012号、103-130
井上彰 (2010) 「平等の価値」『思想』第1038号、120-148
- 井上彰 (2017a) 『正義・平等・責任——平等主義的正義論の新たな展開』岩波書店
- 井上彰 (2017b) 「功利主義と優先主義——人格の別個性を切り口に」若松良樹編『功利主義の逆襲』ナカニシヤ出版、57-84
- 乙部延剛 (2017) 「政治哲学の地平——分析的政治哲学と大陸的政治哲学の交錯」『現代思想——総特集：分析哲学』第45巻第21号、283-293
- 森悠一郎 (2016) 「関係の対等性と正義——平等主義的リベラリズムの再定位 (3)」『法学協会雑誌』第133巻第10号、1561-1659

※本書評企画を立案され、素晴らしい序を寄せてくださった福原正人さん、および、2017年8月4日に開催された本書の書評会にて、メタ倫理学に関わる部分について鋭いコメントを報告してくださった犬飼渉さんには、ここに記して感謝申し上げます。なお、本稿はJSPS科研費15K02022および16K13313による研究成果の一部である。

受稿2017年9月8日／掲載決定2017年11月1日